

みなさまへのお知らせとお願い

使用について

- 当商品券はおつりが出ないので、ご注意ください
- 次にあげる物品の販売、サービス等の提供には使用できません
 - 有価証券、電子マネー、定期券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード、回数券等換金性の高いものの購入
 - たばこ事業法における製造たばこの購入
 - 国や地方公共団体への支払(税金等)、公共料金、金融商品、保険料の支払い
 - 土地、家屋購入、家賃、地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
 - 医療施設や介護施設の一部保険適用分(処方箋が必要な医療品を含む)
 - 金融機関への預け入れ
 - 参加事業所において商品券の利用を制限しているもの
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - 特定の宗教・政治団体と関わりがあるものや公序良俗に反するもの
 - そのほか国、中間市が適当でない認められたもの(自治体指定のごみ袋、プロパンガスの使用料、保育料、ギャンブル等)

禁止事項

- 他者への譲渡、現金との交換、なりすまし等
- 事業用仕入等を目的とした商品券の使用
- 商品券を故意に破損する事
- 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- 事業所間での不正行為
- その他商品券の目的に反して使用すること

◆使用される皆様へ

商品券の使用に「不適切な行為」「禁止事項に違反する行為」が発覚した場合、券面分の金額を返金して頂きます。

◆取扱い事業所様へ

上記、注意事項に違反した場合、換金に応じられません。
また、換金後に不正が発覚した場合、返金して頂き、事業所名を公表します。

商品券をコピー・複写・模写する行為は、刑法に規定された犯罪です。

発行者/中間市
事業全般に関するお問合せ先/中間市商工観光課 TEL 093-246-6257
換金等に関するお問合せ先/中間商工会議所 TEL 093-245-1081

国の重点支援地方交付金活用事業

ルールを
守ってめん♪



市民の皆様へ 市内で使える商品券 を交付します!

・中間市地域商品券 中間くらし応援券・



※これは世帯券(10,000円券)のイメージです。

世帯券 一世帯あたり **10,000円** (1,000円券×10枚綴り)

加算券 世帯2人目以降 **5,000円** (1,000円券×5枚綴り)



例……父(世帯主)、母、子2人の家族構成

10,000円(世帯券)+5,000円(加算券)×3 = 25,000円分交付

交付対象者 令和8年1月1日において中間市に住民登録がある人
※ただし、データ抽出日の2月27日時点において、住民登録が抹消されている方は対象外となります。

交付方法 令和8年3月末から日本郵便ゆうパックにて順次発送

使用期間 到着日から令和8年7月31日(金)まで
※期限を過ぎたら使用できません。

商品券取扱店 中面に取扱店一覧を記載しております。

最新の取扱店はコチラ →



中間市商工観光課